

The University of Tokyo, Komaba

Welcome to Komaba

抜粋版 2014年4月改訂

外国人留学生のための手引

東京大学駒場キャンパスへようこそ。駒場で学ぶことになった皆さんを心から歓迎します。駒場での留学生活が実り多いものになるよう、Welcome to Komaba（抜粋版）という手引を配布しています。是非、有効に活用してください。

【駒場 I キャンパス（大学院総合文化研究科・教養学部）における外国人留学生支援機関】

◆国際交流支援係（留学生サポート窓口）

場所：アドミニストレーション棟 1F 開室時間：9:00～16:30

Tel. : 03-5454-6064

E-mail : ryugakusei-g@adm.c.u-tokyo.ac.jp

ウェブサイト : <http://komaba.io.c.u-tokyo.ac.jp/>

◆留学生相談室

場所：101号館2階 21A室、21B室 開室時間：10:00～17:00

Tel. : 03-5454-6065、03-5465-7694

E-mail : krsoudan@io.c.u-tokyo.ac.jp

生活の場で

I 住居の問題

1 住居探し

a 大学で応募できる宿舎

入居者募集は、1月と7月に国際交流支援系の掲示板(アドミニストレーション棟1階)およびウェブサイトで通知。

i) 東京大学駒場インターナショナル・ロジジ 東京大学白金台インターナショナル・ロジジ 東京大学柏インターナショナル・ロジジ

入居期間は1年。「駒場」は単身者用、夫婦用。「白金台」、「柏」は単身者用、夫婦用、家族用。

ii) 三鷹国際学生宿舎(単身者用、日本人学生との混住)入居期間は在籍中の課程における最短修業年限の範囲内。

iii) 豊島国際学生宿舎(単身者用、日本人学生との混住)入居期間は在籍中の課程における最短修業年限の範囲内。

iv) 追分国際学生宿舎(単身者用、日本人学生との混住)入居期間は在籍中の課程における最短修業年限の範囲内。

v) 東京都太田記念館

入居者募集があれば、国際交流支援系の掲示板およびウェブサイトで通知。応募資格等問合せは、太田記念館へ。

電話 03 - 3333 - 6311

b その他の宿舎

i) 民間企業の社員寮

民間企業の社員寮に空室が生じた時、募集は国際交流支援系の掲示板およびウェブサイトで通知。

c どこで探せばいいか

i) 大学の中で得られる情報

国際交流支援系の掲示板、生協でも住まいの紹介を行っている。東京大学のハウジングオフィスを利用することもできる。

ii) 大学の外で

民間の不動産屋を回ってアパートを探す。東京第一学生会等のウェブサイトでアパートを検索することも可能。

<http://rent.home4u.jp/?ad=adwords>

*アパートを借りる場合、連帯保証人が必要。東京大学では留学生・外国人研究者支援課が連帯保証人となる制度あり。詳しくは国際交流支援係へ。

2 住居が決まったら

a 住民登録

来日後90日以内に住所を定め、住んでいる場所の区役所又は市役所で住民登録をすること。手続きには在留カードが必要。手続きが済んだら「住民票の写し(国籍・地域、区分、在留カード番号、在留資格、在留期間、在留期間の満了日等が記載されているもの)」を発行してもらい、教務課へ提出すること。

b 国民健康保険加入

→ IV-1-b 参照

3 引越しをするには

a 他の区や市に引越しをするとき

現在住んでいる区や市の役所で「転出届」を受け取る。引越し後、14日以内に引越し先の区役所又は市役所で転入手続きをする。

b 同じ区や市の中で引越しをするとき

引越し後 14 日以内に、区役所又は市役所に「転居届」を提出する。

新しい住所は国際交流支援係にも必ず届けること。

II お金の問題

1 国費留学生の奨学金

毎月初めに国際交流支援係で在籍確認のサインを行えば、その月の 23 日頃口座に入金される。このサインを忘れると奨学金は入金されない。在籍確認日程の詳細については、国際交流支援係の掲示版やウェブサイトを確認。

2 私費留学生の奨学金申し込み

応募できる奨学金については、東京大学のウェブサイト参照。このうち、大学からの推薦を必要とする民間奨学金（学習奨励費も含む）については、登録制を実施。

登録制とは、大学側が民間奨学金を希望する留学生をあらかじめ登録し、それに基づいて、各奨学財団に学生を推薦していくという制度。この制度の導入により、従来、留学生の皆さんが何度も奨学金に応募しなければならなかった負担が大幅に軽減され、大学推薦の制度をより公平に運用することができるようになった。

【具体的な手順】

- ① 民間の奨学金を希望する学生は全員、各学期の始まりまでに（新規渡日者の場合は 4 月初旬、10 月初旬）に登録申請書を国際交流支援係に提出。登録申請書は国際交流支援係にあり。

- ② 推薦基準に基づいて総合文化研究科・教養学部内の推薦者名簿を作成。

- ③ 奨学金の募集のたびに、奨学金の募集条件等に照らして研究科・学部から推薦される留学生が名簿から決定され、正式な応募書類を提出し、東京大学全体の選考に推薦される。

年 2 回の登録申請書の提出を忘れないことと、連絡先に変更があった場合にはすぐに届け出しておくことが大切。

また、大学からの推薦を必要としない奨学金もあるので、財) アジア学生文化協会発行の『外国人留学生のための奨学金案内』や、日本学生支援機構発行の『日本留学奨学金パンフレット』も参考に。

3 授業料免除

学部、修士、博士課程の私費留学生で経済事情の困難な人には、審査の上、授業料の分納あるいは免除が認められる制度あり。年 2 回の申請（前期は 3 月頃、後期は 9 月頃）。締切日以後の申請受付は、いかなる理由があっても認められないので、十分に注意。

4 アルバイト

留学中の学費や生活費を補うため、勉強の妨げにならない範囲でアルバイトをすることは可。ただし、休学中はアルバイトをすることはできない。アルバイトの内容により、法務省入国管理局で、「資格外活動許可」を取得する必要がある。詳細は、国際交流支援係へ。

「資格外活動許可」は、在留カードが交付される空港でも申請することができる。（「留学」の在留資格で新規に入国する場合のみ）

アルバイトができる時間数は、留学ビザ保持者

は1週28時間以内である。

Ⅲ 日常生活情報

1 定期券

大学の最寄りの駅は、京王井の頭線の駒場東大前駅。定期券には通学用と通勤用の区別があり、「通学定期乗車券購入証明書」を提示することで通学定期券購入可。研究生・聴講生は通学用定期券の購入は不可。ただし、特別聴講学生については認められる場合もあるので学生支援課学生支援係に相談すること。

2 旅行

a 日本国外の場合

一時的に日本を離れる場合は、国際交流支援係に「海外旅行届・一時帰国届」を提出すること。出国後1年以内に日本に戻る場合は、「再入国許可証」を取得する必要はない。

→ V-3も参照

一時出国中に在留期限が切れることがないように注意すること。

b 日本国内の場合

日本国内の旅行でも、長期間旅行する場合には、国際交流支援係に届け出ること。

JRで片道100km以上の区間を移動する場合は学割で乗車券が2割安く購入可。詳しくは学生支援課学生支援係へ。

Ⅳ 起こりうるさまざまな問題

1 病気

a 健康管理

入学時に保健センターの健康診断を受けること。また毎年、全学生を対象に定期健康診断が行われるので、受診すること。この定期健康診断を受けていれば、入学試験、奨学金の申請など、健康診断書が必要な際に、同センターで発行可。

b 国民健康保険

住民登録をする際に国民健康保険に加入することが義務づけられている。

区役所／市役所で加入の手続き。年間10,000円程度の掛金がかかるが、国民健康保険に加入することにより、治療費の7割を国民健康保険が負担するので、実際に支払う金額は3割になる。また加入していると、国外での治療費に対しても国民健康保険の7割負担制度が受けられる場合もあり、「高額療養費」「出産育児一時金」といった給付金の申請も可能となる。

c 健康に不安がある時、病気になった時

駒場保健センターには、内科・精神科などの医師や保健師が常駐し、診療や健康相談、専門医の紹介等を行っている。

診療時間

月曜～金曜 10時～12時、14時～16時

費用は検査および薬の実費のみ。ただし、健康保険の適用なし。

d 学生教育研究災害傷害保険

駒場で学ぶ学生に対して、万が一の怪我や事故に備え、大学が保険に加入。怪我や事故にあつ

た場合、この保険が適用されることもあるので、学部学生は学生支援課学生支援係、大学院学生は教務課大学院係に問い合わせること。

2 盗難・紛失について

盗難に遭った場合には、最寄りの交番または警察署にただちに届けること。(大学構内の場合は学生支援課にも)。また身分証など、大学が発行する証明書を、盗難に限らず何らかの理由で紛失した場合には、すぐ再発行手続きをすること。(学生証は、教務課へ)。

また大学構内で、現金、時計その他貴重品を紛失した場合には、学生支援課学生支援係に問い合わせること。書物、教材、ノート類を紛失した場合、教室に備え付けてある拾得物箱を調べてみる。落とし物を見つけた時は、学生支援課学生支援係へ届け出ること。

3 災害

自宅で災害に遭ったら、まずは安全な場所に避難。安全を確保してから、大学に消息を連絡。国際交流支援係や留学生相談室でも所属研究室や指導教員でもよい。また、「駒場アラート」へも下記の URL から登録すること。

<https://komaba-alert.c.u-tokyo.ac.jp>

V 在留期間更新、変更、一時出国・再入国

1 在留期間の更新

留学ビザの在留期間は、4年3ヶ月、4年、3年3ヶ月、3年、2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年、6ヶ月、3ヶ月。この期間を延長するためには、現在の在留期間が満了する3か月前から満了する前日までに入国管理局にて、在

留期間更新の申請手続きが必要。

【「在留期間更新」申請に必要な書類】

- ①在留期間更新許可申請書 (申請人作成用)
- ②在留期間更新許可申請書 (所属機関等作成用)
- ③在学証明書 (教務課自動証明書発行機で入手)
- ④成績証明書
研究生の場合は成績証明書の代わりに研究内容証明書が必要
- ⑤旅券 (パスポート)
- ⑥在留カード
- ⑦手数料納付書 (収入印紙 4,000 円分貼付)

【「在留期間更新」手順】

- i) 国際交流支援係で在留期間更新許可申請書 (3枚1組) と在留期間更新許可申請書 (所属機関用) 交付申請書 (1枚) を記入し、提出する。
- ii) 約1週間後に、大学の公印が押された在留期間更新許可申請書 (所属機関用) を国際交流支援係で受取る。
- iii) 受取った書類を含め、上記必要書類をすべて持参し、東京入国管理局で更新手続きを行う。

【東京入国管理局】

〒108 - 8255 東京都港区港南 5 - 5 - 30
電話 : 03 - 5796 - 7111

(最寄り駅)

- 1) JR 品川駅港南口 (東口) から都バス⑧番乗り場『品川埠頭循環』(品 99) で「東京入国管理局前」下車
- 2) 東京モノレール又はりんかい線 (埼京線乗入) 「天王洲アイル」駅から徒歩 15 分又は同駅そばの都バス『品川埠頭循環』(品 99) の「クリスタルヨットクラブ」から「品川埠頭岸壁入口」下車徒歩 3 分もしくは「東京入国管理局前」下車

2 在留資格の変更

在留資格の変更事由が生じた場合には、以下の

手続きが必要。

*止むを得ず、短期滞在（観光ビザ/査証免除）で入国した場合も、直ちに留学ビザへの在留資格変更手続きを行う。その際、原則として「在留資格認定証明書」が必要となるが、申請方法等詳細は国際交流支援係へ問い合わせる。

【「在留資格変更」申請に必要な書類】

- ①在留資格変更許可申請書（申請人作成用）
- ②在留資格変更許可申請書（所属機関等作成用）
- ③入学許可書のコピー（入学前）
在学証明書（入学後）（教務課自動証明書発行機で入手）
- ④旅券（パスポート）
- ⑤在留カード
- ⑥手数料納付書（収入印紙 4,000 円分貼付）

【「在留資格変更」手順】

- i) 国際交流支援係で在留資格変更許可申請書（3枚1組）と在留資格更新許可申請書（所属機関用）交付申請書（1枚）を記入し、提出する。
- ii) 約1週間後に、大学の公印が押された在留期間更新許可申請書（所属機関用）を国際交流支援係で受取る。
- iii) 受取った書類を含め、上記必要書類をすべて持参し、東京入国管理局で変更手続きを行う。

3 一時出国および再入国

一時的に日本を離れる場合は、出国中に在留期限が切れることがないように注意する。

出国後1年以内に日本に戻る場合は、「再入国許可」を受ける必要はない。

1年を超えて日本を離れる場合は、入国管理局で「再入国許可証」を入手する。この許可証がないと再入国手続きに時間がかかり、予定日に

再入国できないこともある。

【「再入国許可」申請に必要な書類】

- ① 再入国許可申請書(入管または入管ウェブサイトで購入)
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-5.html>
- ② 学生証
- ③ 旅券（パスポート）
- ④ 在留カード

一時出国する時は、国際交流支援係に必ず「海外旅行届・一時帰国届」を提出すること。

また、国費留学生および学習奨励費受給者は月の初めから終わりまで丸1ヶ月日本を離れていると、その月の奨学金は支給されないので注意。

4 ビザコンサルティング・サービス

学外の業者が定期的に窓口を開設し、入管関係の手続きの代行（一部有料）や相談に応じている。利用方法の詳細は、国際交流支援係の掲示板およびウェブサイトを参照。

http://www.u-tokyo.ac.jp/res03/i17-2_j.html

大学で

I 必ずやるべきこと

1 学部学生・大学院学生

日本人学生と同様『東京大学教養学部便覧』、『東京大学大学院便覧』、UTask-Web、UT-mateをよく読んで、単位取得に誤りがないよう気をつけて履修登録をおこなうこと。

学部学生の場合は4年間、大学院修士課程の場合は2年間、博士課程の場合は3年間が正規の修業年限。

休学する場合には「休学願」を提出。「休学」は、奨学金の支給停止・大学寮の退居・アルバイト不許可などを伴うので、「休学願」提出前に必ず指導教員に相談すること。

2 大学院外国人研究生

入学時の入学手続きは教務課（大学院係、国際交流支援係）で行う。単位を取得することはないので、履修登録は不要。

在学期間は6ヶ月。さらに研究期間の延長を希望する場合は、「研究生在学期間延長願」を決められた期間内に教務課大学院係に提出する必要がある（9月頃と2月頃）。延長期間の研究計画について指導教員と相談し、指導教員と専攻長の承認を得ること。なお、合わせて2年を超える延長は原則できない。また、進学や研究の終了により研究生を終える時には、「大学院外国人研究生退学願」を提出。これを忘れると、授業料支払い義務が生じるので要注意。

II 研究室

大学院の専攻・系やコースにはそれぞれ研究室があり、教員や学生の活発な交流の場となっている。また、各専攻・系やコースにいる担当教員は、駒場での研究生活を円滑にしていく上で幅広く手助けしてくれる。

III 指導教員、クラス担任

大学院学生・研究生には指導教員、また学部学

生にはクラス担任が決まっている。研究計画や履修計画、学業上の相談、推薦状などをお願いすることになる。

IV 研究・学習上の相談

1 留学生担当教員

留学生担当教員は主として留学生を対象とする学部・大学院の授業を担当するとともに、留学生が研究を進めていく上で生じた問題について、幅広く相談に乗ってくれる。相談したい場合は、留学生相談室へ。

2 チューター (Tutor)

チューターは、日本語や授業の予習・復習・資料の読み方、日本での生活について助言してくれる。

本学入学後1年以内の留学生には、原則として1年間本学の学生がチューターとしてつくことができる。大学院留学生のチューターは、指導教員の推薦により決定。学部留学生の場合は、国際交流支援係または留学生相談室に相談。

V 日本語学習について

日本語を学ぶための授業は、駒場と本郷両キャンパスで多様な授業が用意されているので、自らの習熟の度合や必要性をよく考えて選択すること。

本郷の日本語教育センターでは集中コースや初級コースも開講されている。

詳細は国際交流支援係の掲示板、ウェブサイトを参照のこと。